

国土交通省における防災対策について

平成13年11月26日
国 土 交 通 省

国土交通省における防災施策として、豪雨・地震・火山・津波・高潮等に関する情報収集を通じた災害の予測、河川・道路・港湾・海岸・空港・公園等の施設整備・管理や建築物の耐災害化等の災害に強い国づくり・まちづくりを目的とする対策、鉄道・船舶・航空等の事故災害対策や事業者の災害対応に係る指導・要請、海上を主とする救助・救急活動の実施等、幅広い業務を行っているところであり、これらの確実な実施を図るため、以下の施策を重点的に推進しているところである。

1. 情報基盤及び情報伝達体制の充実強化

広域的な情報ネットワーク、観測・監視システム、衛星通信の活用等ITによる国土管理、危機管理の充実強化を図る。

- －光ファイバー網とその収容空間の整備の促進、超高速ネットワーク環境の構築を支援
- －豪雨、地震、火山、津波、高潮等の連携した観測・監視、水害・土砂災害等の災害の予測、国民への情報提供等により初動・緊急対応を充実
- －災害現況やそれを表すために基盤となる情報等の電子化・GIS化と視覚的な情報の共有化、提供の促進
- －横浜海上防災基地の高度化（IT化等）による基幹的広域防災拠点との連携強化

2. 危険情報の共有化

洪水、高潮、土砂災害等のハザードマップの普及や気象・災害の予測の精緻化等により、災害危険情報等の情報の充実を図り、国民との共有を推進する。

- －水防法に基づく浸水想定区域の指定
- －がけ崩れ等の土砂災害危険個所を指定
- －危険個所、避難箇所、避難経路等を記載したハザードマップを作成・公表を推進

3. 防災拠点及び防災拠点間のネットワークの整備、都市の防災性の向上の推進

(1) 防災拠点及び防災拠点間のネットワークの整備

防災拠点の整備、防災拠点間のネットワークや公共施設等の耐震改修を含む緊急輸送ネットワークの構築を図る。

- －内閣府等関係省庁とともに、東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点等の整備に取り組むとともに、近畿圏における広域防災拠点の適正配置を検討
 - －道路の重点的、計画的な整備、防災対策の充実、道路管理の高度化等により道路の安全を確保
 - －海岸保全施設の老朽化等に対応し、都市部における大規模な改修や耐震強化、避難・緊急復旧路の確保等機能の高度化を推進
 - －緊急時のための水上輸送システムの開発
- (2) 都市の防災性の向上の推進
- －ダム容量の再編による治水効果の拡大、調整池の容量・機能付加による流域対策の効率化
 - －高規格堤防による川とまちづくりが一体となった安全でうるおいのある水辺都市再生の推進
 - －都市型水害への防災性の向上を図るために、河川事業、下水道事業、再開発等の連携による雨水対策施設を積極的に整備
 - －災害時に被害が甚大となる木造密集市街地の整備を大幅に加速し、防災性と住環境向上のための施策を推進
 - 例)・道路と沿道建築物等の一体的整備による避難路、延焼遮断帯として機能する防災環境軸の創出等の機動的・段階的推進
 - ・個人住宅の耐震改修に対する支援
 - －土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定とそのための基礎調査の実施に関する都道府県への支援

4. 大規模災害発生に備えた体制の強化

- ・大規模災害を想定した実践的な危機管理訓練の実施
- ・大規模油流出事故に必要な資機材の充実やヘリコプターと連携した海難救助体制の強化等事故災害対応体制を強化
- ・災害対応における地方公共団体との連携の強化
 - 災害対策用の機械や通信機材を被災地へ派遣する等支援体制を確立。
 - 地方整備局、地方運輸局、管区・地方気象台、管区海上保安本部等において地方公共団体、事業者等における災害情報の収集体制を強化。必要に応じて地方公共団体等への支援を実施

5. その他委員からのご指摘事項

○大規模災害発生直後のヘリコプター飛行の一定期間禁止等について

防災基本計画を踏まえ、関係機関（警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁等）及び関係協力団体（(社)日本新聞協会、(社)全日本航空事業連合会等）の合意により、大規模な自然災害その他の災害に際して、被災地周辺空域を飛行するヘリコプター等の航空機について、安全運航を確保するためのマニュアルを定めており、この中で救援活動に支障（騒音等による支障を含む。）があると判断され

る場合は、救援機以外の航空機に対して飛行自肅を要請することとしている。

○土地利用のあり方について

- おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生の恐れのある土地の区域」等を含まないものとしている。
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律により、
 - ・「防災再開発促進地区」を都市計画に定め、延焼防止上危険な建築物の除却及び耐火建築物等への建替えの促進
 - ・地区の防災性の向上を目的とする防災街区整備地区計画の活用
- 津波、高潮、出水等による危険が著しいために建築物の建築に適さない場所として、災害危険区域を地方公共団体の条例で定めることができる。
- 都市計画法の開発許可制度においては、開発区域内に、建築基準法による災害危険区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域等の土地を含んではならないこととしている。

○専門家による検討成果の国民への情報発信について

- 気象庁における火山噴火予知連絡会において、全国の活火山を活動評価し、記者会見・ホームページ等により公表
- 地震防災対策強化地域判定会では、定期的に東海地震の活動を評価し、記者会見・ホームページ等により公表
- 全国の地震計データを気象庁が収集・集約し、処理結果、活動評価したもの刊行物等で公表
- 地震予知連絡会を国土地理院において開催し、全国の地殻活動及び地震予知に向けた検討を実施し、ホームページなどにより公表
- 地震調査研究推進本部地震調査委員会が行う全国の活断層の評価、地震活動の評価等に協力・参加、逐次情報提供
- 研究所等において開発された防災技術を技術基準に反映。また、当該技術を論文発表、出版物等により広く一般に周知
- 強震計の観測記録について、国土技術政策総合研究所及び港湾空港技術研究所がとりまとめ、年報・ホームページにより公開

○事故災害への対応強化について

- ・海上災害対策
 - 法令による危険物積載船の航行や荷役規制、防災資機材の配備の義務付け等の諸規制の実施
 - 巡視船艇・航空機の出動体制の確保、防災資機材の配備の強化、沿岸海域環境保全情報の整備等
 - SAR条約に基づく迅速かつ的確な海難救助体制の整備の推進
 - 漂流予測の精度向上のための船舶観測データ集積・伝送システムの巡視船への整備

・航空災害対策

- －航空気象施設の整備による航空交通安全のための情報の充実
- －航空従事者の養成、航空運送事業者の行う乗員の養成に対する指導及び航空関係諸規則の遵守の徹底指導
- －航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準の見直し。航空機検査体制・整備審査体制の充実

・鉄道災害対策

- －施設の耐久性の向上、保守管理の徹底を図るとともに、運転保安設備の高機能化等を促進
- －係員の資質向上及び管理体制の充実・徹底のための鉄道事業者への指導及び保安監査を通じた適切な指導
- －鉄道災害の情報収集、原因究明等の成果を速やかに反映させる体制整備
- －車両の技術基準の適合性の確認、事故事例に応じた対策を鉄道事業者に指導
- －踏切道の立体交差化、踏切保安設備の整備等の計画的な推進

以上その他、原子力災害対策、河川における水質事故対策、港湾における危険物災害対策等についても、関係機関と連携しつつ必要な施策を推進している。

国土交通省における主要な防災施策の概要

平成13年11月26日
国 土 交 通 省

(単位:百万円)

事 项	平成14年度 概算要求額	平成13年度 当初予算額	備 考
1. 防災のための施設・設備の整備の推進			
国土交通省			
地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業	40	76	
市街地再開発事業等	75,877の内数	65,205の内数	
都市再生推進事業	11,539の内数	8,654の内数	
うち　・都市防災推進事業	1,049	756	
・都市再生区画整理事業	4,752の内数	3,521の内数	
・都市再生総合整備事業	5,738の内数	4,377の内数	
住宅市街地整備総合支援事業経費	76,500の内数	63,800の内数	
密集住宅市街地整備促進事業経費	21,077の内数	13,200の内数	
公営住宅建替事業	公営住宅部分 423,466の内数	公営住宅部分 424,170の内数	
住宅産業構造改革事業（耐震診断や改修・建替え関連助成制度等に対する支援）	423,466の内数	424,170の内数	
木造住宅総合対策事業（耐震診断や改修・建替え関連助成制度等に対する支援）	423,466の内数	424,170の内数	
住宅地区改良事業	23,000	31,000	
がけ地近接等危険住宅移転事業	794	794	
まちづくり総合支援事業（防災性の向上に資する総合的なまちづくりの推進等）	75,000の内数	60,000の内数	
下水道事業（浸水の防除、公共用水域の水質保全等）	1,096,017の内数	1,111,334の内数	
都市公園事業（防災公園）	45,966	43,628	
街路事業（三大都市圏の既成市街地等における広域避難地に適じる都市計画道路の整備）	道路整備事業分 3,655,866の内数	81,942の内数	
土地区画整理事業	道路整備事業分 3,655,866の内数	11,673の内数	
国民の安全・安心を確保する治水事業、急傾斜地崩壊対策等事業	1,193,848	1,206,765	
既存の防災拠点施設の耐震対策の実施	28,752の内数	3,867	
道路震災対策事業経費	道路整備事業分 3,655,866の内数	51,945	
共同溝及び電線共同溝整備事業経費	道路整備事業分 3,655,866の内数	143,775	
災害対策用建設機械の整備経費	3,745の内数	2,755の内数	
防災監視室の整備	134	0	

(単位：百万円)

事項	平成14年度 概算要求額	平成13年度 当初予算額
港湾整備事業費（耐震強化岸壁の整備、既存施設の耐震性の強化等）	港湾整備事業費 8,498の内数	港湾整備事業費 9,324の内数
港湾環境整備事業費（防災・避難緑地の整備）	港湾整備事業費 8,498の内数	港湾整備事業費 9,324の内数
海岸事業費	70,562の内数	71,569の内数
航空関係既存施設の補強	1,665	2,463
管制施設の多重化	15	1,374
空港消防車庫等の整備	584	861
空港雪害対策	848	868
空港消防体制の整備	2,365	2,317
地下高速鉄道整備事業（鉄道施設の耐震性強化）	92	220
ニューカウン鉄道等整備事業（鉄道施設の耐震性強化）	5	5
海上保安庁		
横浜海上防災基地の高度化（IT化）等による基幹的防災拠点との連携強化	1,199	95
航路標識の整備等	10,880	11,215
うち　・航路標識整備事業費	6,745	7,039
・航路標識業務運営費	3,427	3,476
・灯台業務用船の運航	708	700
2. 防災対策の確立のための検討の推進		
国土交通省		
循環型社会及び安全な環境の形成のための建築・都市基盤整備技術の開発	243の内数のほか、運営費交付金の一部	233の内数のほか、運営費交付金の一部
大都市防災対策の推進	14	5
基幹的広域防災拠点を中心とする広域防災拠点間の連携方策の調査	57の内数	0
国土管理技術研究経費	33	17
リアルタイム災害情報技術の高度化に関する研究	30	30
防災地理情報システムデータベースの整備	20	0
災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保のための体制整備	36	0
海上保安庁		
沿岸防災情報図の整備経費	8	8
海上防災対策の充実強化	65	80
3. 観測体制整備・基礎的調査研究の推進		

(単位：百万円)

事項	平成14年度 概算要求額	平成13年度 当初予算額
国土交通省		
測地基準点測量に必要な経費	2,108	2,012
リアルタイムGPS民間活用基盤の整備	250	0
土木構造物の経済的な耐震補強技術に関する研究等	運営費交付金 5,422の内数	運営費交付金 5,712の内数
のり面・斜面の崩壊・流動灾害軽減技術の高度化に関する研究等	運営費交付金 5,422の内数	運営費交付金 5,712の内数
災害時緊急輸送システムの開発	24	0
気象庁		
気象資料伝送網	3,034	2,997
豪雨水害・土砂災害対策の強化	824	0
静止気象衛星業務	6,021	5,558
地上観測業務	480	517
気象レーダー観測業務	976	836
地域気象観測業務	984	1,009
高層気象観測業務	723	735
東海地域等常時監視体制及び大中小地震観測網の整備	2,339	2,454
火山観測業務及び火山防災業務	596	2,034
沿岸防災気象業務	170	163
海上保安庁		
海底地形地質構造の調査等の経費	418	184
海域の火山噴火活動観測監視等の経費	13	13
4. 災害復旧・復興対策の推進等		
国土交通省		
防災集団移転促進事業	45	45

阪神・淡路大震災以降重点をおいて実施してきた防災施策

平成13年11月26日
国土交通省

○災害に強いまちづくり

- ・耐震基準の見直し
 - 耐震性能の基本的目標を設定
 - ① 供用期間中に、1, 2度程度発生する確率の地震動に対して重大な機能障害を生じない。
 - ② 発生確率は低いがさらに強い地震動に対しても人命に重大な危険を及ぼさない。
 - 道路橋示書の改訂
 - ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の制定
 - 既存建築物の耐震改修促進を支援する助成措置等を設定
 - ・「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の制定
 - 大規模地震時に市街地の延焼等が予想される防災上危険な密集市街地の防災化の総合的推進
 - ・ボランティア等民間協力の活用・支援
 - 「被災建築物応急危険度判定制度」、「砂防ボランティア制度」及び「防災ボランティア口座」等の制度の創設
 - ・道路施設の耐震化
 - 道路構造物について耐震補強を実施
 - ・鉄道施設の耐震化
 - 鉄道構造物について緊急耐震補強を実施。新設構造物については「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」を制定し耐震性を向上
 - ・地方公共団体、関係機関等の管理する震度計データの一元的収集・集約・情報提供体制の確立

○災害応急対策への備え

- ・初期情報の収集システムの高度化
 - 一定規模以上の地震の場合、被害規模の早期把握のため、航空機等による情報収集を行うとともに、情報共有化を図り、被災地の状況を把握する体制を強化
- ・情報・通信基盤の充実強化
- ・災害対応型巡視船等の整備
- ・地震発生から約2分以内に震度速報を発表し、防災関係機関の迅速な初動対応を支援

- ・津波警報の情報伝達を迅速・確実なものにするため、気象衛星を経由した伝達ルートの確保

○災害復旧・復興への備え

- ・公共施設の復旧
→道路、港湾施設などの交通基盤等の復旧については、さらなる復旧の迅速化や被害そのものの軽減を目指し、整備を推進
- ・激甚災害制度の充実
→「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」における公共土木施設に関する指定基準等を緩和
- ・住宅再建の支援
→公営住宅及び公団・公社住宅のほか民間住宅も含め、約12万5,000戸の恒久住宅を供給